

【令和6年4月1日以降に融資を受けられた方】

政策金融公庫の融資 利子の一部を補助します。

豊島区内で創業する方が、「日本政策金融公庫国民生活事業」を利用した場合、下表の条件で支払った利子の一部を、豊島区より補助します。

1. 対象者(すべてに該当することが必要です)

- 融資実行時から引き続き、区内中小企業者であること。
- 令和6年4月1日以降に、国民生活事業の融資を受け、公庫に利子の支払いを行っていること
- 無担保の融資を利用中かつ、税務申告を2期終えていない方向けの利率を適用されていること
- 法人住民税・事業税および個人住民税・事業税を滞納していないこと
- 金融機関より取引停止処分を受けていないこと
- 約定通り融資の返済を行っていること

(3)の適用利率は、こちらを確認ください。

※区内中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であり、個人事業主の場合は区内に主たる事業所があるもの。法人の場合は区内に本店登記地と主たる事業所があるもの。

2. 申請期間

令和6年12月2日(月) から 令和6年12月27日(金) まで

3. 利子補給の利率・対象期間

対象期間	令和6年4月～12月に支払った利子額 資金使途が運転の場合：融資実行から最長60ヶ月(5年) 資金使途が設備の場合：融資実行から最長84ヶ月(7年)
融資限度額	1,000万円 ※実行額が1,000万円以上の場合、1,000万円とみなします。
上限利率	1.2% ※融資利率が1.2%を超えた場合、1.2%とみなします。

※融資実行額が1,000万円を超えて、融資利率が1.2%を超えた場合は、以下のとおり補助額を計算します。

例) 融資利率2.0%で、融資実行額2,000万円の貸付を行った場合
【利子補給額計算式(1円未満切捨)】(1月～12月に支払った利子額)×(1,000万円÷2,000万円)×(1.2%÷2.0%)

※利子補給の対象となるのは、政策金融公庫より発行された「お支払い額明細書」のとおりに支払われた利子額の範囲内。

※一部繰り上げ返済を行い、返済期間が当初より短縮された場合は、最終返済日まで利子補給。

4. 注意事項

- 本制度は事業者の申請に基づいて、「1年間に支払った利子の補給」を行うものです。継続して利子の補給を受けられる場合は、毎年手続きを行ってください。申請がない年は補給が受けられません。
- 利子補給対象資金を複数ご利用されている場合は、実行された融資ごと(お支払い明細書の取引番号ごと)に申請が必要です。
- 申請期間を過ぎた申請はお受けいたしかねます。
- 以下に該当する場合は、利子補給を停止いたします。

区外へ移転した場合
廃業した場合

繰上げ完済した場合
申請内容に虚偽があった場合

お問い合わせ:としまビジネスサポートセンター

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所7F
03-5992-7022(直通)

日本政策金融公庫融資への利子補給の流れ

1 書類取り寄せ(11月)

としまビジネスサポートセンターのホームページにて申請書類をお取り寄せください。

*としまビジネスサポートセンター窓口でも配布しております。

<申請書類>

- ① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書
- ② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書



ビジネスサポートセンターHP→

2 書類提出(12月)

下表の申請書類等を、申請期間中に、持参または郵送にて、としまビジネスサポートセンターへご提出ください。

申請期間：令和6年12月2日(月)～12月27日(金) ※申請期間内必着

法人	個人事業主
① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書	
② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書	
③ 「お支払い額明細書」または「償還約定表」【日本政策金融公庫で発行】	
④ 代表者の今年度(本申請を行う年度の納期到来分)の 住民税納税証明書【住所登録地の区市町村で発行/有料】 ※代表者が今年の1月1日現在、豊島区に住居登録があり、区が納税状況を確認することを承諾される場合は不要。 ※非課税の場合は、今年度の住民税非課税証明書を提出ください。	
⑤ 直近の法人住民税・法人事業税の納税証明書 【豊島都税事務所で発行/有料】 ※非課税の場合は非課税証明書を提出 ※初回決算期・申告期が未到来で課税されていない場合は不要	⑤ 直近の個人事業税の納税証明書 【豊島都税事務所で発行/有料】 ※非課税の場合は不要(非課税証明書も不要)
⑥ 履歴事項全部証明書※ネット取得不可 ※発行日より3ヶ月以内のもの ※法人登記前は賃貸借契約書	⑥ 直近の確定申告書 ※青色申告は決算書を添付 ※その他の申告は収支内訳書を添付 ※初回確定申告前は開業届等

※①②以外の書類はコピーの提出で結構です。

※利子補給対象の資金を複数ご利用されている場合は、実行された融資ごと(お支払い額明細書の取引番号ごと)に申請書類の提出が必要です。

3 書類審査(1月～2月)

書類を審査し、日本政策金融公庫へ支払い実績を照会し、利子補給額を計算します。

4 結果通知・入金(3月)

申請が認められた場合⇒決定通知を送付し、指定の口座へ入金します。(3月予定)

申請が認められなかった場合⇒その旨を通知します。

としまビジネスサポートセンター(豊島区役所生活産業課商工グループ内)

住所: 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所7F

電話: 03-5992-7022 URL: <https://toshima-biz.com/>